

条例による公的証明書での確認が必要な場合について

個人データを提供する個人情報取扱事業者

個人データを提供するに際し

法第25条第1項に基づく記録作成が必要な提供

(提供年月日・第三者の氏名等を記録し、保存する義務)
※ただし、公的証明書での確認までは義務づけされていない。

法 ～個人情報の保護に関する法律
条例～大分県特殊詐欺等被害防止条例

条例に基づく氏名等の公的証明書での確認義務が適用されるか。

第20条第1項ただし書きに該当する場合は除外される。
・第三者について既に公的証明書で確認しているとき。
・公的証明書で確認しないことに合理的な理由があるとき。
(合理的理由～条例の目的、理念に合うこと)

合理的理由がある場合

(例)

- ・平素から取引のある事業者間で、信用関係がある事業者に提供するとき。
- ・同窓会等で会場の席次表作成のため会員名簿をホテルに提供するとき。

公的証明書での確認は
不 要

合理的理由がない場合

(例)

- ・名簿業者が新規の相手に名簿を販売するとき。
- ・会社案内発送のためネットで見つけたダイレクトメール代行会社と新規に契約し、顧客名簿を提供するとき。

公的証明書での確認が
必 要